

## 14. 環境配慮指針（廃棄物処理業、再生資源卸売業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

大気汚染	焼却炉（野焼き）	悪臭	焼却炉、作業場雰囲気からの悪臭
水質汚濁	油の流出、グラウンド排水		
騒音振動	空気圧縮機、荷物の積み下ろし		

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
大気汚染	ボイラー	大気汚染防止法 ガソリン類対策特別措置法
	廃棄物焼却炉	
水質汚濁	動物系飼料若しくは有機質肥料製造業の用に供する施設 (原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、真空濃縮施設、水洗式脱臭施設)	水質汚濁防止法
	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	
	廃油処理施設	
	一般廃棄物処理施設	
	産業廃棄物処理施設	
	水質汚濁防止法に規定する特定事業場から排出された水の処理施設	
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
振動	圧縮機	県条例
悪臭	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する施設 (蒸煮施設、湯煮施設、真空濃縮施設、乾燥施設)	県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m<sup>3</sup>/時、総排水量が 2,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

### その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・環境意識の高揚により、貴業種に向ける市民の関心が高くなっています。公害事象の発生等、近隣の生活環境を損なうことのないよう十分に御配慮ください。
- ・廃棄物の処理等に当たっては、廃棄物の再利用・有効利用について御検討ください。
- ・悪臭が近隣の生活環境に悪影響を及ぼす場合は、悪臭の処理施設の設置を御検討ください。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）